

とよなかし
豊中市

どうわぎょうせい
同和行政
きほんほうしん
基本方針

へいせい ねん ねん がつ かさくてい
平成10年（1998年）8月10日策定

れいわ ねん ねん がつ にちかいてい
令和4年（2022年）3月28日改定



とよなかし
豊中市

とよなかし 改定 豊中市

どうわぎょうせい 同和行政

きほんほうしん 基本方針

■改定の趣旨

平成10年(1998年)に策定したこの基本方針は、豊中市同和対策審議会からの答申の基本理念や基本方向等をふまえ、市の同和行政の基本的な考え方として大綱的にとりまとめたものであった。

平成14年(2002年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効後、本市では一般施策として差別解消に向けた取り組みを進めてきた。平成28年(2016年)には、国において、相談体制の充実や教育及び啓発などについて謳った「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、部落差別解消推進法)という。)を公布・施行したが、同和問題の解決には至っていない。

同年、市長は豊中市同和問題解決推進協議会へ「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について」諮問、平成30年(2018年)に答申(以下、「市同和問題解決推進協議会答申」という。))を受けた。

令和元年(2019年)に市が実施した「人権についての市民意識調査(以下、「市民意識調査」という。))の結果、令和2年(2020年)に法務省が公表した「部落差別解消推進法第6条に基づく調査結果(以下、「法務省調査結果」という。))」、同年におおさか府が実施した「人権問題に関する府民意識調査(以下、「府民意識調査」という。))の結果が報告されている。

こうした同和行政を取り巻く環境の変化、それぞれの調査結果、市同和問題解決推進協議会答申をふまえ、基本方針を改定するものである。

同和問題の解決は、他の人権諸課題と密接に関連し、総合的な行政により、展望を拓きうるものであるとの認識に立ち、この基本方針を平成20年(2008年)策定の豊中市人権行政基本方針(以下、「人権行政基本方針」という。))とあ

わせて、^{こんご} 今後の^{じんけんぎょうせい} 人権行政の^{いしづえ} 礎^い と^ち 位置づける。

I. ^{きほんてきにんしき} 基本的認識

^{にほんこくけんぽう} 日本国憲法は「^{こくみん} すべて国民は、^{こじん} 個人として^{そんちょう} 尊重される」とした^{うえ} 上で、「^{ほう} 法の下^{びょうどう} に^{じんしゆ} 平等^{しんじょう} であって、^{せいべつ} 人種、^{しゃかいてきみぶんまた} 信条、^{もんち} 性別、^{せいじてき} 社会的身分又は^{けいざいてき} 門地により、^{また} 政治的、^{しゃかいてきかんけい} 経済的又は^{さべつ} 社会的関係において、^{きてい} 差別されない。」と規定している。

^{しょうわ} 昭和40年(1965年)8月に^{ねん} 出された、^{ねん} 国の^が 同和对策^だ 審議会^{くに} 答申^{どうわたいさくしんぎかいとうしん} (以下「^い 国答申^{くにとうしん}」^か という)では、^く 同和問題^{どうわもんだい} は^{じんるいふへん} 人類^{げんり} 普遍の^{にんげん} 原理^{じゆう} である^{びょうどう} 人間の^{かん} 自由と^{もんだい} 平等に関する^{問題} 問題であり、^{にほんこくけんぽう} 日本国憲法によって^{ほしょう} 保障された^{きほんてきじんけん} 基本的人権^{じゆうよう} にかかわる^{もんだい} 重要な^{問題} 問題であるとして、^{さつきゅう} その^{かいけつ} 早急な^{くに} 解決^{せきむ} が^{どうじ} こそ^{こくみんてきかだい} 国の^{責務} 責務であり^{同時に} 同時に^{国民的課題} 国民的課題であることを^{ていき} 提起した。しかしながら、^{にほんこくけんぽう} 日本国憲法が^{しこう} 施行されて^{ねんいじょう} 70年以上、^{くにとうしん} 国答申^だ が^{ねんいじょう} 出されて⁵⁰ 50年以上が^{ねんいじょう} 経過した^{けいか} 現在も^{げんざい} なお^{どうわもんだい} 同和問題^{かいけつ} が^{解決} 解決した^{こと} ということは^{できない} できない。

^{へいせい} 平成28年(2016年)12月に「^{ねん} 現在も^{ねん} なお^{げんざい} 部落差別^{ぶらくさべつ} が^{そんざい} 存在するとともに、^{じょうほうか} 情報化の^{しんてん} 進展に^{ともな} 伴って^{ぶらくさべつ} 部落差別^{かん} に関する^{じょうきよう} 状況^{へんか} の^{しょう} 変化が^{ぶらくさべつ} 生じている」ことや、「^{ぶらくさべつ} 部落差別^{ゆる} は^{にんしき} 許されない^{もと} ものであるとの^{かいしょう} 認識の下にこれを^{じゆうよう} 解消^{かだい} することが^{重要な課題} 重要な課題である」ことを^{しる} 記した^{ぶらくさべつかいしょうすいしんぽう} 部落差別^{こうふ} 解消^{しこう} 推進法^{ほうりつ} が^{すべ} 公布・施行された。この^{こくみん} 法律は、^{きほんてきじんけん} 全ての^{きょうゆう} 国民に^{ほしょう} 基本的人権^{にほんこくけんぽう} の^{りねん} 享有^{ぶらくさべつ} を^{保障} 保障する^{日本国憲法} 日本国憲法の^{理念} 理念にのっとり、^{しゃかい} 部落差別^{じつげん} の^{もくてき} ない^{社会} 社会を実現^{ことを} することを^{目的} 目的としている。

^{れいわ} 令和2年(2020年)の^{ねん} 法務省^{ほうむしやうちやうさけっか} 調査結果^{おお} では、^{もの} 多くの^{ぶらくさべつ} 者が^{ふとう} 部落差別^{さべつ} は^{不当} 不当な^{差別} 差別と^し 知っている^{いっぽう} 一方で、^{とく} 特に^{こうさい} 交際・^{けっこん} 結婚^{あいて} 相手^{へんけん} についての^{さべついしき} 偏見・^{のこ} 差別意識^が が^残 残っている^{こと} ことや、^{ぶらくさべつ} 部落差別^{かん} に関する^{うえぶさいと} ウェブサイトの^{えつらん} 閲覧の^{どうき} 動機^{さべつてき} として、^{いと} 差別的な^い 意図^{をもつ} をもって^{えつらん} 閲覧^{いっていすう} している^み とうかが^{どうねん} われる^{ふみんいしきちやうさ} ものが^{一定} 一定^数 数^見 見られた^{こと} こと、^{どうねん} 同年の^{ふみんいしきちやうさ} 府民意識調査^{では} では、^{どうわもんだい} 同和問題^{かん} に関して^み 見られる^{おも} と^{じんけんしんがい} 思う^{もんだい} 人権侵害^{いんた} や^ね 問題^と として、^{インターネット} インターネット^{じょう} 上に^{ひぼうちゆうしやうとう} 誹謗中傷^{けいさい} 等^{せんたく} が^{ひと} 掲載^{もつと} される^{おお} ことを^{ほうこく} 選択^が した^{報告} 人が^{最も} 最も^多 多くなっている^{こと} ことが^{報告} 報告^{されて} されている。

^{れいわ} 令和元年(2019年)の^{ねん} 市民意識調査^{しみんいしきちやうさ} では、^{ねんれい} 年齢^{わか} が^若 若くなる^{にしたが} したがって、^{さまざま} さまざま^{人権課題} 人権課題^が が^{取り上げ} 取り上げられる^{ようになって} 一方^{いっぽう} で、^{どうわもんだい} 同和問題^{かん} が^{あつか} 扱われ^{さべつてき} なくな^{ないよう} ってきて^{はつげん} いる^き ことや、^{どうわもんだい} 同和問題^{かん} に関する^{さべつてき} 差別的な^{ないよう} 内容^{はつげん} の^き 発言^を を^聞 聞いた^{とき} とき、^{かん} どう^と 感じた^{おも} か^{みかた} との^間 間^{いに} に、「^{その} その^{とお} とおり^{と思} と思った」、[「] 「^そ そう^い いう^見 見方^も も^あ あり^{のか} の^か と^思 思った」と^{おも} 答^{ひと} えた^{わり} 人が^こ 7割^{さべつてき} を^{ないよう} 超^{はつげん} えている^{こと} ことから、^{さべつてき} 差別的な^{ないよう} 内容^{はつげん} の^き 発言^に に^{せつ} 接^{ぎもん} した^{はんぱつ} ときに^{かん} 疑問^う や^い 反^{ひと} 発^{げいごう} を^{ひと} 感じる^{こと} ことなく^{受け} 受け^い 入れる^人 人や、^{おお} 迎合^{ほうこく} しか^{なに} かねない^し 人が^{ひと} 多く^{はつげん} いる^{こと} ことが^{報告} 報告^{されて} されている。さらに、^{じゆうきじゆつ} 自由記述^{なに} においては、^し 何も^{ひと} 知らない^{ひと} 人に^{わざわ} わざわ^{どうわもんだい} 同和問題^{おし} を^{ひつよう} 教^{ほうち} える^{おお} 必要^{どうわもんだい} は^{しぜん} なく、^{しぜん} その^{まま} まま^{ほうち} 放置^{おお} してお^{どうわもんだい} けば^{しぜん} 同和問題^{しぜん} は^{自然} 自然

かいけつ ね こ お いけん どうわぎょうせい たい ひはん
に解決するという「寝た子を起こすな」という意見や、同和行政に対する批判や
どうわちくじゅうみん たい ゆうぐうそち げんざい つづ ごかい ぎやくさべつ
同和地区住民に対する優遇措置が現在も続いているとの誤解などから「逆差別」
であるという批判が多く見られたことが報告されている。

しな い さべつはつげん らくが ふどうさんこうにゆうじ ちくといあわ
市内においては、差別発言や落書き、不動産購入時などの地区問合せなどの
さべつじしやう いん た ー ね っ と じやう さべつ じよちやう どうが けいさい
差別事象やインターネット上に差別を助長しかねない動画が掲載されるなど、
ひ さべつちいき たい ごかい へんけん もと げんどう さべつじしやう ほっかく
被差別地域に対する誤解や偏見に基づく言動による差別事象はいまだに発覚し
ている。

ほんし にゆうようじき どうわほいくきほんほうしん じんけんほいく
本市では、これまで、乳幼児期においては、「同和保育基本方針」、「人権保育
きほんほうしん もと じんけんそんちやう きそてき ししつ やしな ほいく つ
基本方針」に基づき、人権尊重の基礎的な資質を養うことをめざした保育を積み
かさ さべつ いや かん さべつ ゆる かんせい も こ そだ つう
重ね、差別を嫌だと感じ、差別を許さない感性を持った子どもを育てることを通じ
どうわもんだい かいけつ じっせん とく がっこうきやういく
て、同和問題の解決をめざした実践に取り組んできた。学校教育においては、
どうわきやういくきほんほうしん じんけんきやういくきほんほうしん もと こ なかま
「同和教育基本方針」、「人権教育基本方針」に基づき、子どもたちが仲間とつ
みずか せいかつ ふ かえ しょうらい てんぼう ちから かくとく どうわきやういくじっせん
ながり、自らの生活を振り返り、将来を展望する力を獲得する同和教育実践
つ かせ じんけん かだい じぶんじしん もんだい とら にちじやうせいかつ
を積み重ね、人権の課題を自分自身の問題として捉え、日常生活のさまざまな
ばめん つう せつきよくてき かんが じっせん もくひやう とく じん
場面を通じて積極的に考え、実践することを目標として取り組んできた。市民
けいはつ ひ さべつとうじしや いっぽんざいだんほうじん じんけんぶんか
啓発については、被差別当事者や一般財団法人とよなか人権文化まちづくり
きやうかい ひ さべつとうじしや けいけん おも ちいき れきし げんじやう し
協会と、被差別当事者の経験や思い、地域の歴史や現状を知るための
ふ い ー る ど わ ー く どうわもんだい まな ぼ ていきやう きやうどう とく
フィールドワークや、同和問題の学びの場の提供を協働により取り組んできた。
また、市民による「差別のない明るく住みよい町の実現」に取り組む豊中市人権
きやういくすいしんいんきやうぎかい きぎやう たちば じんけんけいはつ すいしん しゆうしよく きかいきんどう
教育推進委員協議会や、企業の立場から人権啓発の推進や就職の機会均等
とく とよなかきぎやうじんけんけいはつすいしんいんきやうぎかい しりつしやうちゆうがっこう
などに取り組む豊中企業人権啓発推進員協議会、すべての市立小中学校にお
どうわきやういく じんけんきやういく ちやうさけんきやうおよ じっせん とく
ける同和教育をはじめとする人権教育の調査研究及び実践に取り組む
とよなかしじんけんきやういくけんきやうきやうぎかい れんけい どうわもんだい かいけつ とく
豊中市人権教育研究協議会などとも連携し、同和問題の解決に取り組んでき
た。これまで、このような教育・啓発に取り組んできたが、先にも記載のとおり
しな い さべつじしやう ほっかく どうわもんだい かいけつ
市内においてもいまだに差別事象は発覚しており、同和問題が解決したとはいえ
ない。

へいせい ねん ねん し どうわもんだいかいけつすいしんきやうぎかいとうしん じゅうたく ふく
平成30年(2018年)の市同和問題解決推進協議会答申では、住宅を含む
かんきやうかいぜん きやういく しゆうろう ほしやう どうわたいさくじぎやう せい か いってい
環境改善や教育・就労の保障については、同和对策事業の成果として一定の
かいぜん み ひやうか ぶらく たい さべついしき こうどう
改善が見られたことを評価しつつ、「部落に対する差別意識と行動についてはいま
のこ つづ ぎやういく けいはつ にな やくわり ひじやう おお
だに残り続けており、教育・啓発が担うべき役割は非常に大きなものである」
うえ にゆうようじき とりく がっこうきやういく とりく しみんむ じんけんけいはつ
とした上で、乳幼児期の取組み、学校教育における取組み、市民向けの人権啓発
のあり方について、さまざまな課題と認識、具体的な取組みが提言された。

し きほんてきにんしき ないやう どうわぎょうせい とりく
市は、この基本的認識の内容をはじめとしたこれまでの同和行政をめぐる取組
み せい か かだい う と し どうわもんだいかいけつすいしんきやうぎかいとうしん そんちやう ぶらく
みの成果と課題を受け止め、市同和問題解決推進協議会答申を尊重し、部落
さべつ げんそん かいけつ どうわぎょうせい すいしん
差別が現存するかぎり、その解決のために同和行政を推進する。

II. 基本目標

同和行政とは、同和問題の解決に向けた総合的な行政である。そして、同和問題の解決とは、累積的な差別の結果としての諸格差を解消することにとどまらず、すべての地域社会に偏見や差別というものが受け入れられない状態をつくりだし、部落差別のない地域社会を実現することである。

差別は許されないものであるという人びとの共通認識のもと、被差別の状況にある人が孤立せず、すべての人が個人として尊重され、互いに人間として尊厳を認め合い、人とひととの連帯・協働のもとに個性が発揮され、多様な生き方が可能となる人権文化に根ざした安心して暮らせる地域社会の実現と、その社会づくりを担う市民の主体的に学ぶ力、行動する力を育てることを目標とする。それにあたっては、差別や偏見を引き起こす背景には社会構造上の問題があることから、差別を差別する側と差別される側の二者間だけの問題にせず、個人への配慮を行い社会全体の問題として捉えることが大切である。

なお、このことは、平成29年(2017年)12月に策定された、第4次豊中市総合計画の「共に生きる平和なまちづくり」の実現に資するとともに、平成27年(2015年)に国連サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標(SDGs)」がめざす「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に寄与するものである。

III. 基本視点

昭和44年(1969年)同和对策事業特別措置法施行から財政上の特別措置が失効した平成14年度(2002年度)までに取り組んだ施策や事業は、累積的な差別の結果である低位な状態—貧困、不安定就労、劣悪な住環境等の問題—の解消に一定寄与してきた。しかし、これらのことは、差別そのものの解消にとって必要条件であったが、十分条件ではなかった。

そのため、引き続き広く一般施策として、これまでの取組みの成果と課題を十分にふまえた上で、少子化、高齢化、高度情報化、国際化等の急速な社会変化にも留意し、施策の推進に努める。日常に潜む差別の背景を見抜く力を養い、その課題解決に向けて具体的な施策に結びつけていくことが必要である。

部落差別をはじめさまざまな差別の解消に向けては、日常生活の中にある差別的な価値観や生活意識を問い直すことを通して、自発的に差別をなくすという態度が育まれることにつながる人権教育、啓発を人権文化の創造という営みとして推進する。

また、同和問題のみならず、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など他の領域のさまざまな人権課題が顕在化している。これらは複合的に絡み合うものであり、それぞれの領域がかかえる課題とその有機的な連関については、総合的な視点をもって関係部局・関係機関の連携により整理、対応してきた。引き続き、行政のすべての分野において、人権尊重の視点から潜在化している課題に注意しながら、施策やその推進のあり方について点検や見直しを行う。

そして、同和問題固有の課題をふまえつつ、その解決への道すがすが、同時に他の人権問題を解決していく道すじとも重なり合うという認識のもとに、あらゆる差別を解消し、すべての人権問題を解決するという視点に立って施策の推進に努める。

IV. 施策の基本的方向

すべての人間が一人ひとり個性ある人格を持ったかけがえのない存在として尊重されるとともに、社会的身分や門地、民族、信条、性、障害の有無、年齢、職業等による不当な差別を解消することが、めざすべき平和で平等な社会の実現への途を拓くものである。

したがって、被差別の現実から学ぶことにより、人権尊重を社会的な規範として確立することをめざし、人権尊重のまちづくりの推進に努めるとともに、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」をふまえ、人権行政基本方針やこの方針に基づいた施策を行い、引き続き同和問題の早期解決をめざす。

1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進

出自や年齢、障害の有無、職業等による不当な差別が解消され、平和で平等な社会を実現するための「自己啓発」や「自己解放」の契機となる啓発、教育の推進に努める。

同和問題についての学校での学習機会は、多様な人権課題が学ばれるようになる一方で大幅に減少している。同和問題について理解が十分でないまま学校教育を終える人は増えている。このような状況の中、部落差別が身近な

ひと でんしょう きおく いんたーねっと つう さべつ
人からの伝承により記憶されていくとともに、インターネットを通じて、差別を
じょちょう じょうほうとう はっしん さべつ どうちょう いしき
助長するような情報等が発信されており、差別への同調につながる意識が
ひろ けねん しょうがいがくしゅう わか せだい
広がるのが懸念される。このことから、生涯学習として、若い世代へはさ
まざまな媒体を活用した啓発・教育の推進に努めるとともに、ねんれい がっこう
の学習経験の有無に関わらず、同和問題との出会い、学び直しができる機会の
ていきょう つと さべつ であ てきせつ たいおう ちから
提供に努め、差別に出会ったときに適切に対応できる力をつけていくことが
じゅうよう
重要である。

えん しょうちゅうがっこう こうとうがっこう しみん む じんけんけいはつ とりく
また、こども園、小中学校、高等学校、さらに市民向けの人権啓発の取組
こ こべつべつ じっし じっせん きょうゆう ゆうこう まな
みを個々別々に実施するのではなく、それぞれの実践が共有され、有効な学び
ていきょう ととの がっこうえんどう じんけんそんちょう きばん こ
が提供できるしくみを整える。学校園等は、人権尊重を基盤にした子ども
い ちから いくせい さんかいし けいせい ゆうこう
の「生きる力」の育成やまちづくりへの参加意志の形成をはじめ、有効な
きょういく ほういくじっせん けいぞく はってん しょういん けいけん ちしき けいしょう つと
教育・保育実践の継続・発展のため、職員の経験や知識の継承に努める。

じんけんそんちょう すいしん 2) 人権尊重のまちづくりの推進

どうわちく しゅうへん ふく む ちくないがい じゅうみん
同和地区とその周辺も含めたまちづくりに向けては、地区内外の住民の
こうりゅう そくしん ちいきこみゆにてい じんけんかだい みす
交流が促進されている。地域コミュニティが人権課題を見据えてつながること
さべつ がわ さべつ がわ たいりつかんけい たいわ そうご しんらいかんけい
や、差別される側と差別する側の対立関係から、対話によって相互の信頼関係
きず しんりてき じったいてきさべつ かだいかいけつ む ねんどう ひ
を築いていくことは、心理的、実態的差別の課題解決に向かうことを念頭に、引
つづ ぜんしてき しや じんけんそんちょう かんてん た しさく すいしん
きつき全市的な視野をもって、人権尊重の観点に立って施策を推進する。

れいわ ねん ねん かいせつ しりつじんけんへいわせんたー じんけん そんちょう へいわ
令和2年(2020年)開設の市立人権平和センターは、人権の尊重と平和の
じつげん ふかぶん へいわいしき こうよう どうわもんだい
実現は不可分であることから、平和意識の高揚と同和問題をはじめとするさま
ざまな人権問題の解決をめざし、しぜんいき みす じょうほうじゅほっしん きよてんしせつ
市全域を見据えた情報受発信の拠点施設と
こんなん かか ひと あんしん こえ しみん あんしん あんぜん ささ
して、また、困難を抱える人が安心して声をあげられる市民の安心・安全を支
ばしよ じんけんぶんか そうぞう きちょう すいしん とく
える場所として、人権文化の創造を基調としたまちづくりの推進に取り組んで
いく。

【関連する法律等】

- ・「**人権文化のまちづくりをすすめる条例**」
(平成11年(1999年)4月施行)
- ・「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」
(平成12年(2000年)12月施行)
- ・「**大阪府部落差別事象の調査等の規制等に関する条例**」
(平成14年(2002年)策定、平成23年(2011年)10月改定)
- ・「**部落差別の解消の推進に関する法律**」
(平成28年(2016年)12月施行)
- ・「**義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律**」
(平成28年(2016年)12月一部施行、平成29年(2017年)2月施行)

【関連する計画等】

- ・「**豊中市人権教育推進プラン**」
(平成16年(2004年)3月策定、令和2年(2020年)3月一部改訂)
- ・「**豊中市人権行政基本方針**」
(平成20年(2008年)2月策定)
- ・「**豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について 答申**」
(平成30年(2018年)3月策定)

V. 推進体制の充実

1) 市内の推進体制

同和問題を女性や障害のある人、外国人をはじめとしたさまざまな差別や人権問題とも重ね合わせながら、その背景や土壌についての深い洞察の上に立ち、その解決に向けて、すべての行政分野で取り組む。そのため、各人権課題への対応に加え、すべての人権問題にかかわる総合的課題への対応との両面からアプローチしていく体制の充実を図る。今後も多様な職員体制の中で、同和問題に対する理解を深め、部落差別を見過ごすことがないよう、職員研修を進める。

また、人権侵害による被害救済について、関係機関や団体と連携しながら、市民が相談しやすい体制づくりなど、可能な方策に取り組む。

さらに、人権文化のまちづくりをすすめる条例に基づき、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立った取組みを推進する組織である人権行政推進本部のもと、この方針に基づく施策の進捗把握を行い、市同和問題解決推進協議会など市の附属機関の意見を聴きながら、人権行政基本方針に基づき総合的な見地から整合性のある施策を推進する。

2) 人権に関わる市民団体等との連携

同和行政の推進にあたっては、これまで同和問題の解決をはじめ、さまざまな人権擁護活動を進めてきた団体と連携を図ってきた成果をふまえ、被差別当事者と同和問題の解決に向けて取り組むひとびとの声を大切にしながら、引き続き、同和問題の解決が一層進むよう協働とパートナーシップにより取組みを行う。

そのため、市民活動として人権文化の創造に寄与するNPO（非営利組織）、研究団体等との連携並びに支援に努める。

3) 市同和問題解決推進協議会の位置付けと他の審議会等との連携

市同和問題解決推進協議会は、市における同和問題の解決についての諸課題を調査審議する市長の附属機関であり、同和行政の推進にあたってはその活発な議論や意見を参考とする。あわせて、この協議会での検討や取組みは、他の人権問題の解決への道すじとも重なり合うという視点に立って、人権文化のまちづくりをすすめる協議会をはじめ、各領域の審議会等との有機的な連携に努める。

VI. 府及び府内市町村等関係機関との連携

同和問題を解決していくためには、府はもとより府内の各市町村等関係機関との連携は極めて重要な意味を持つものであり、今後も引き続き緊密な連携を図る。

また、近隣市町村との協働による啓発事業の取組みなど、広域的な取組みを進める。

Ⅶ. 国・府に対する法的措置等の要望

同和問題の根本的な解決を図るための基本となる「部落差別解消推進法」が公布・施行された。同法は、相談体制の充実、教育及び啓発、実態調査について規定している。そのため、人権施策の一環として、部落差別解消推進法に規定されている施策が実現できるよう、行財政措置を講じることを、市長会を通して国に強く要望する。また、府独自の行財政措置の充実についても要望する。